

日本基準トピックス

「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」の公表について (ASBJ/JICPA)

2023年6月23日 第467号

■ 主旨

- 2023年6月20日、企業会計基準委員会(ASBJ)と日本公認会計士協会(JICPA)は、「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」(以下、「本意見募集文書」という)を公表しました。
- 本意見募集文書は、JICPAが公表した企業会計に関する実務指針(Q&Aを含む。以下「実務指針等」という。)をASBJに移管することについて、関係者からの意見を募集することを目的としています。
- 本意見募集文書に対するコメント募集期限は、2023年8月25日(金)となっています。
- 原文については、[ASBJ](#)または[JICPA](#)のホームページをご覧ください。

目的、経緯および課題

- 本意見募集文書は、JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管することについて関係者からの意見を募集することを目的としています。
- 我が国の会計基準は、ASBJ設立前は、会計基準については企業会計審議会が公表し、実務上の取扱い等を示す実務指針等についてはJICPAが公表していました。
- JICPAが公表した実務指針等については包括的にASBJに引き継ぐことはせず、引き継げるものから引き継ぐ形をとっていますが、多くの実務指針等はまたJICPAに残されています。
- このため、会計基準は企業会計審議会とASBJが公表したものが存在し、実務指針等、適用指針および実務対応報告はASBJとJICPAが公表したものが存在しています。
- したがって、会計基準等の利用者は、企業会計審議会、ASBJ、JICPAのそれぞれから公表されたものの全てをみないと日本基準の全体像を把握できないなどの課題が指摘されています。

このような課題を踏まえ、本意見募集文書では、JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するプロジェクト(以下「移管プロジェクト」という。)についての考えが示されています。

ASBJおよびJICPAは、本意見募集文書に寄せられた意見を参考に、実務指針等の移管を行っていく予定です。

移管プロジェクトのアプローチ

本意見募集文書では、JICPA が公表した実務指針等を以下の 2 つの分類に分けた上で移管プロジェクトを進めることが示されています。

- 会計に関する指針のみを扱う実務指針等
- 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等

1. 会計に関する指針のみを扱う実務指針等

会計に関する指針のみを扱う実務指針等は、ASBJ による所管が適切と考えられるため、該当する全ての実務指針等が移管プロジェクトの対象とされています(表 1 参照)。その際、移管プロジェクトでは実務を変更しないことを意図しているため、「移管基準」(仮称)の分類を新たに設け、そのままの形で移管することが提案されています。なお、この移管は 2024 年 3 月までの完了を目途としています。

(表 1) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等

委員会名	態様	番号	実務指針等の名称
会計制度委員会	委員会報告	第 3 号	ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示
		第 4 号	外貨建取引等の会計処理に関する実務指針
		第 5 号	連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針
		第 7 号	連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針
		第 7 号 (追補)	株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針
		第 8 号	連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針
		第 9 号	持分法会計に関する実務指針
		第 12 号	研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針
		第 14 号	金融商品会計に関する実務指針
		第 15 号	特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針
	Q&A	—	研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する Q&A
		—	金融商品会計に関する Q&A
		—	特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についての Q&A
		—	土地再評価差額金の会計処理に関する Q&A

2. 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等

上記の 1. 以外の実務指針等は、一部を除き、移管プロジェクトの対象としないことが提案されています(表 2 参照)。当該実務指針等は、会計と監査に関する内容の切り分けが必要となる場合があり、この作業には詳細な分析や膨大なリソースを要する可能性があることから、優先順位が相対的に低いとして検討の対象外とされています。

ただし、継続企業と後発事象に関する実務指針等の移管については、優先順位が高いとされ、その実行可能性の調査研究を行うことが提案されています。この調査研究は、2024 年 6 月までの完了を目途としています。

(表 2) 会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等

委員会名	態様	番号	実務指針等の名称
監査・保証 基準委員会	監査基準報 告書 560 実務指針	第 1 号	後発事象に関する監査上の取扱い
		第 2 号	訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針
監査第一委 員会	委員会報告	第 43 号	圧縮記帳に関する監査上の取扱い
監査・保証 実務委員会	実務指針	第 42 号	租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い
		第 52 号	連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い
		第 56 号	親子会社間の会計処理の統一に関する監査上の取扱い
		第 58 号	個別財務諸表における関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等の注記に関する監査上の取扱い
		第 61 号	債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い
		第 77 号	追加情報の注記について
		第 78 号	正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い
		第 81 号	減価償却に関する当面の監査上の取扱い
		第 84 号	中間財務諸表と年度財務諸表との会計処理の首尾一貫性
		第 87 号	「親子会社間の会計処理の統一に関する監査上の取扱い」に関する Q&A
		第 88 号	連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q&A
		第 90 号	特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についての Q&A
			委員会報告
第 74 号	継続企業の前提に関する開示について		
監査委員会	委員会報告	第 27 号	関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い
		第 71 号	子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い

コメント提出者への質問

JICPA が公表した実務指針等の移管について、上述の「移管プロジェクトのアプローチ」における提案に関して意見を求める質問が設けられています。詳細は、ASBJ または JICPA のホームページでご確認ください。

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング
お問い合わせ: <https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/154>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC あらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors